

広島地方裁判所委員会（第46回）議事概要

第1 開催日時

令和4年6月7日（火）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 岡田純一郎、木村剛毅、佐伯美香、嶋治美帆子、高本孝、田村耕一、
寺本哲也、中川正太、永谷典雄、藤川和俊、茗荷浩志、森實将人

(敬称略 五十音順)

[オブザーバー] 日野浩一郎（広島地方裁判所判事）

[事務担当者] 山本事務局長、寺田民事首席書記官、埜田刑事首席書記官、
有満総務課長、牧浦総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長、●委員・オブザーバー、◆説明者）

1 委員長選任

互選により永谷委員が委員長に選任された。

2 議事「裁判の迅速化について」

別紙のとおり、裁判所からの報告後、意見交換が行われた。

3 次回期日及びテーマ等について

令和4年12月14日（水）午後3時から、「調停制度について」で意見交換することとした。

(別 紙)

- ◆： 裁判の迅速化に関する法律により、裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施することにより行われるものとされています。

しかし、民事事件も刑事事件も、第一審訴訟の平均審理期間は長期化しており、広島地裁においても同様の傾向が見られます。

- ： まず、民事訴訟が長期化している原因について、裁判官の委員から意見をいただけますか。

- ： 長期化の原因について、3点あると思っています。

まず、1点目として、書面中心の審理を行っていることが挙げられます。

訴訟の中で、双方の言い分の食い違いを明らかにする争点整理手続を行っていますが、相手方の主張がされますと、相手方の主張に対する反論を書面で、これを準備書面と呼んでいます。作成して提出するという形で行われています。準備書面が出されますと、これに対して、相手方の主張に対する反論を準備します。

こういった形で、少しずつ掘り下げていくのですが、通常この準備書面の提出には1か月ぐらいの準備期間を設定しており、書面中心に手続を進めることで時間がかかっているのではないかと考えています。

2点目ですが、裁判官と代理人弁護士との間の争点についての認識の共有という問題が挙げられます。例えば、代理人側が、この裁判で重要であると考えて、時間をかけて主張や証拠を準備したとしても、裁判官としては、その点は重要ではないと考えているというように、重点の置き方が違うと、準備が無駄になる場合があるということになります。このような事態を防ぐには、裁判官において、提出された主張や証拠について、これは重視すべきだ、これは余り

重要でないという軽重をつけ、その都度考えていることを示す、これを心証開示といいます。これをやっていく必要があります。この点について代理人側と十分に口頭で議論する必要があると考えています。

3点目は、法曹全体の意識の問題だと思えますが、裁判の審理を合理的な期間内に収めなければいけないという意識が十分ではないという点も挙げられます。準備書面の提出期限が守られず、裁判所側の準備も十分にできず、審理期間が延びるというようなこともあります。書面交換の間隔が長いものですから、これによる長期化への影響は非常に大きいと考えています。

以上の3つの問題点については、実は従来から存在していたものですが、最近の傾向として、専門訴訟等の複雑困難な事件が増え、あるいは、国民の権利意識の高まりを背景として、争点が多岐にわたる事件が増えたため、争点整理の困難な事件が増え長期化につながっていると思います。

■： 弁護士の立場から、御意見いただければと思います。

●： 弁護士の側から考える長期化の原因として、熱心な弁護士の活動、そして、ずさんな弁護士の活動、この2つが大きな要因ではないかと思えます。

熱心な弁護士の活動とは、弁護士は、必死になって依頼者のために、何とかこれを勝たせようとして頑張り続けます。とにかく依頼された以上は頑張るということがあります。

そうすると、争点が非常に増える。長い書面は、多分、裁判所からは受けが悪いというのは分かっているんですけども書いてしまう。書いてしまう以上、裁判官は、全部読んだ上で、争点は何なのか検討して、大事な争点とそうでないものとを分けていくということが費用となり必然的に時間がかかってしまう。また、証拠についても、膨大なメールあるいは膨大な報告書を出す。そうすると、必然的に長くなってしまふ。

迅速化の問題は、裁判を充実させるといいますか、依頼者を勝たせたいという強い思いとのバランスをどうとるのかという点で、非常に難しい問題があるのではないかと思います。

もう一つは、ずさんな弁護活動と申しましたが、書面を出すとか証拠を出す期限が守られないことが間々あります。昔はたくさん的事件を抱えて、とても守れないということがありましたが、今は、弁護士が増えて、事件数というものも相対的に減ってきておりますので、昔みたいに守れないということはなくなっていると思いますし、多くの弁護士が守っていると思いますが、中には、そういった意識が欠如されている方もおられるかもしれない。ルールを守るという当然のことなんですが、それができないことは恥ずかしいことですし、そういう意識を持たないといけないと思っています。

もう一点。裁判所の側として、裁判官が多忙であり過ぎるといえるものがあるかもしれません。聞くところによると、一人の裁判官が、200件も300件も抱えておられる。そんな事件数を担当して、きっちりとした争点整理というのが本当にできるのか。そういう意味では、人を増やすというようなことも含めて、訴訟の迅速化には必要なことではないかと思っています。

■： 他の委員の皆様からいかがでしょうか。

●： 弁護士をつけずに何人も訴える人がいます。次から次へと訴えを出すので、結局長引いてしまい、ほかの裁判のことも考えながらやらないといけないので、非常に長期化していると、思っています。

それと、準備書面の話がありましたけど、確かに期限が守られていないというのが結構あるようですので、きちんと守られれば、もう少し短くなると思います。

●： 裁判の原告になったり被告になったりするということは、一生に一度あるかな
いかの局面だと思います。いわゆる長期化の要因には、いわゆる事務的な要因
なのか、あるいは、事件の性格上慎重かつ綿密に証拠調べをするべき案件なの
か。長期化イコール悪いことだということよりも、その案件に照らして合理的
な期間であったかが一番大切なところであって、最終的には当事者ないしは社
会の市民の皆さんが、その期間なり判決の中身を、受け入れられるかどうかで
はないかと思います。

●： 私も、事案ごとによって、時間をかけるものはやっぱりかけてやるべきだと思
いました。

質問なんですけれども、期限を守らないことが多々あるという話があったんで
すが、守らなかったらペナルティーといったものというのはあるんでしょうか。

●： 民事訴訟法には「時機に後れた攻撃防御方法の却下」という条文があり、当事
者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した主張や証拠については、
これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、却下できると
されていますが、あまり厳格に運用されていないと思います。

●： この点は、どのように判断されているのですか。

●： 訴訟の進行と、当該主張や証拠と重要性を見ながら裁判官が裁量で判断してい
ます。

●： そこは柔軟にやられているというところなんですね。

●： 提出期限が1回遅れたから却下するというのは、なかなかできないというのが

現状かと思えます。

- ： 私自身が、以前法務部署で裁判対応業務を担当した経験から申し上げますと、我々が主張したいポイントと、裁判官の方が言う争点とのずれがあるのかな、と感じることがありました。裁判官の方が重きを置いているポイントをはかりかねるところがあって、早い段階でポイントが分かるような態勢であれば、もう少し時間がかからずに対応することができたのかなあと思いながらお話を伺っておりました。

また、裁判官が、200件、300件も事件を抱えていらっしゃるというところを、限られたリソースとは思いますが、何か改善できるような点があればいいのかなあと考えた次第です。

- ： 裁判官はポーカーフェイスに映るのでしょうか。

- ： そうですね。なかなか裁判官の方のお考えが見つらいといいますか、どこを主張したら裁判官の方に分かってもらえるのかな、みたいなのを悩んだ経験があります。

- ： ロースクールで教員をしておりますが、裁判の迅速化というのが、単なる効率化のためであっては、やはりいけないんだろうと思います。

その上でですけれども、当事者として言いたいことは、ほとんどの場合が事情なんです。「私は、こういうふうな生まれで、こういうことを考えてこういうふう育てられて育ってきて、今までこういうふう生きてきたのに」というところから始められますが、おそらく、裁判所は、「いや、そこが聞きたいわけじゃなくって」というように、一般市民とか裁判所を利用する人が「どう利用したいか」という部分と、現に提供されている裁判所の機能というところに、

少しずれがあると感じております。

そういう国民のニーズがあり、それを聞いてあげるというのも必要なのかもしれませんが、やっぱり限られたリソースですので、「裁判所というのが、何をするとところなのか」というのを、しっかりと伝えていくというのも、一つの手とも思います。

■： ポイントにずれがあるというお話であったかと思いますが、この点について、裁判官の委員はどのように考えていますか。

●： 最近、よく言われているのは、口頭協議を活性化するということです。

まず、争点整理の最初の段階では、どこに争点があるのか、契約書や登記簿謄本などの基本的な証拠があるのかないのか、当事者の人間関係であるとか、経済的な背景とか、そういった全体像をなるべく早くつかみ、審理の大まかな見通しを立てる。それを踏まえて、事件の規模や影響に応じた争点整理の期日の回数であるとか、期間、こういったものをある程度設定して、当事者と意見を交わして、コンセンサスをとる。こういったことが序盤では考えられると思っております。

争点整理が中盤に差しかかってくると、裁判官が積極的に心証を開示し、「この事件で勝敗を決めるポイントはここです」という争点を適切に絞り込むことが重要になります。

相手方からの揚げ足取りをおそれるとか、いったん話したことを後で撤回ができないとか、そういった理由で口頭協議に慎重になることもあります。これについては、ノンコミットメントルールと呼ばれていますが、暫定的発言でもよいかから口頭で協議し、あとで調べたり当事者に確認して違っていれば撤回しても構いませんというルールのもとで協議をすることが有効であると言われております。

その場合に、例えば当事者本人も来てもらって、その場で話をする。あるいは、裁判所が、あらかじめ協議すべき内容を予告しておき、次に向けて準備をすることで、口頭協議を活性化することが言われております。みんなが実践しているわけではないのですが、アイデアとしては出ております。

それから、準備書面についても、もっと一覧表など見やすい形で整理してはどうかという提案があり、当事者の主張や証拠を一覧表で突き合わせるという試みがされています。最近のIT化のおかげで、一覧表を使い、オンラインで双方の主張を確認するといった取組みもされています。

■： 弁護士の立場からいかがでしょうか。

●： 今のお話も、全くそのとおりであると思いました。

先ほど、ポイントのずれがあると言うお話がありましたが、判決書もらったときに、「えっ、ここで勝敗決めるんですか」ということになると、必ず不服申し立てをします。そうすると、一審の地方裁判所で終わるべきものが、控訴されて高等裁判所にいくということで全体から見ると長くなってしまいます。ですから、このポイントのずれをいかに防ぐかというのが、大きな課題だと思っております。

争点整理という手続を行うわけですが、その目標を明確にしなければいけない。争点整理が終わった後は、証人尋問、本人尋問という手続があり、その後で判決にいきます。この争点整理の最後の段階で、争点が幾つかある中で、これはもうほとんど解決済みですよ、これは証人から聞かないといけないですねという振り分け作業をして、「尋問で集中的に聞くべき争点は何なのか」ということを確認し、成果物として書面に残す。こういった作業は、ぜひやる必要があると思います。

これは、争点が複雑で多岐にわたる事件でもそうではない事件でも、等しく必

要であると思っております。争点が少ない事件でなぜ必要かといいますと、実は、そのような事件こそ、「これは分かっているでしょう」という双方の思いがずれてミスマッチが生じるということが実際に生じているからです。ですから、複雑な事件もそうでない事件も含めて、全ての事件について、争点整理の結果を目に見える形で残すということが必要だろうと思っております。今後、IT化を利用して、この争点を詰めていく作業を、目に見える形で行うことがより容易にできるようになったと思っております。

それから、もう一つは、先ほど言いました提出期限を守らないということがありまして、これについては、このたびの民事訴訟法の改正で、準備書面等の提出期限を守れなかった場合は、守れなかった理由を説明しなさいという規定ができました。こういう法律があると、裁判所としても、その説明を求めることになりますし、我々としても、その説明がちゃんとできなければ話になりませんので、先ほどの提出期限を守らないということは、かなり改善されていくのではないかと考えています。

■： 他の委員の皆様からいかがでしょうか。

●： 先ほどお話しいただいた対策の中では、口頭議論を活性化するというところがやはり必要と思いました。また、毎回アジェンダといいますか、やはり期間、回数を区切り、毎回テーマを決めてというようなスケジューリングをすることは、私たち民間企業でもきちんとやっているというところですので、そういうところは非常に大事かなと思っています。

それと、一つ確認したいのは、準備書面は何かフォーマットが決まったりしているのでしょうか。

●： いや、特段決まったものはありません。

●： そういうフォーマットをなるべくみんなが分かりやすいようなベースのものがあつたら、統一化されて、みんなの理解が進むと思いました。

●： 私が所属する地方自治体の相談窓口では、家事、民事、交通事故、それから消費生活のトラブルについての相談を受けています。相談者が「裁判したい」とおっしゃっても、内容によっては、弁護士費用などのお金とかかる時間とのコスパといたしますか、そういったものが合いませんよねっていうことを、無料弁護士相談の先生から、お伝えいただくのですが、それでも「訴えてやる」という方も中にいます。自分の主張はしっかりしたい。それで、時間がかかるのは仕方がないけれども、それが打合せだとか準備書面とかがなかなか進まなくて時間がかかっている、わざわざ遠方まで出向いて、弁護士さんと打合せをしなきゃいけないなど、そういったことがストレスになって、満足度といいますか、納得感が落ちていくとなると、それは改善していかなければならないと思いました。

また、次回ここを話しましょう、そのためにこういう準備をしていきましょう、いつまでにこのスケジュール感で進めましょう、というのは、ビジネス上当たり前のことで、それが守れなかったら、例えば裁判官の心証が悪くなるのではないかと思います、そのあたりは全くなく、守れなかったことについて説明を求められるだけということになると、またその説明に時間がかかってしまうのではないかと、私は感じました。

●： 裁判を起こされる方の中にも、長くかかってもよいという方もいると思いますので、例えば最初の段階で、この事案、どれぐらいで解決したいかという目標を当事者同士で決めた上で始めるのであれば、序盤、中盤、最終に分けて、「ここまでには、これだけやってみましょう」ということができるという気がしました。

●： そうですね。終局までの合理的な期間を当事者との間で確認して、記録化することができれば、一定の縛りができてよいと感じています。

終局について、目安となる期間、期限というものを、当事者と裁判所で協議をしておくというような動きは、少しずつ出てきていると思っています。

■： この点弁護士の立場でいかがでしょうか。

●： 非常に有効な方法だと思いますが、合意をしたからと言って、それに完全に縛られるということまでいくと難しいと言わざるを得ないと思います。なぜならば、依頼者の方と打合せをして、その中で、最初から全て事実が明らかになるということは、むしろ少ないかもしれない。打合せを繰り返す中で、わかっていくこと、あるいは重要な証拠が出てくるということがあります。そうしますと、いつまでに終わるという約束をしておきながら、それが近づいた段階で、新たな証拠が出てくるということもありますので、例外的なものを認めるという前提であれば、可能と思います。

■： 貴重な御意見をありがとうございました。

次に刑事訴訟について、話を進めていきたいと思っています。

刑事裁判を担当しているオブザーバーの裁判官から、長期化の原因などについてコメントしてもらいます。

●： 広島地裁の事件は、特に裁判員裁判で見ますと、事件類型の中では、一般的に時間を要するタイプの事案が、全国平均よりも割合として多めになっております。殺人や強盗殺人などは、どうしても時間がかかります。反面、進行の早い類型の事件、軽微な強盗致傷や、あるいは覚醒剤の密輸などについては、割合

が低くなっています。また、否認事件の割合も全国よりも若干高めになっております。争いがある事の審理期間が長くなるというのは、ある程度やむを得ないと思います。

では、広島と全国と特に区別せずに、一般的な長期化の要因ということでお話しします。前提として、刑事裁判では、起訴された後に、初めて検察が持っている証拠が弁護人に開示されます。それから、弁護人が証拠を検討して、被告人と打ち合わせをして方針を決め、証拠を集める場合には、それを収集し、また弁護人が検察官の証拠に対しての意見を述べ、それを受けて検察官において更に立証・計画を修正していくこととなります。その上で、裁判を開く場合には、証人などの関係者の都合を調整するという必要もありますので、そういった争点の整理や審理計画作成のための期間が必要となります。

そして、刑事裁判は、国が権力をもって個人に刑罰を科すという手続ですので、やはり適正な手続であるということが重視されます。

加えて、裁判官は、公判において、初めて証拠を見て心証を取ることになっておりますので、証拠の内容を知らずに争点整理手続を行っているという点がございませう。

迅速さは非常に重要な価値でございまして、大事なところですがけれども、迅速さを求めるあまりタイトな進行をしますと、結局間に合わなくなって審理計画を変更するといった事態が考えられますし、あるいは不十分な審理・判断をしますと、不服申立てにより控訴審、あるいは上告審において更に内容を変更するといったこともあり、さらに時間を要するという場合も出てまいります。ですので、迅速化といいましても、その事案にふさわしい適正な審理期間で事件を終結させるという、適正化として理解する必要があるかと思っております。

それから、重大事件につきましては裁判員裁判で行っておりますが、一般の方に裁判所に来ていただく必要があるため、裁判の日の6週間前以上前に呼出状を送らなければならないということになりますので、そのための期間もかかる

ことになります。ですので、重大事件を扱う裁判員裁判では、争いがない事案でも、どんなにうまく進んでも、4、5か月、争いがあれば8か月とか9か月ぐらいまでは、どうしても必要となります。

長期化の要因ですけれども、事案によって異なりますので、原因という形で、明確にすることは難しい面がありますが、5つほど指摘させていただきます。

1つ目は、証拠が膨大で、証拠の開示や検討に時間を要する事案が若干増えているという点がございます。

2つ目としましては、検察官の証拠を開示するという話をしましたが、全てを明らかにするということにはなっておりません。法律上、開示すべきもの、そうではないものは分けられております。そのため、開示が認められるべき範囲について、当事者の間で対立があると、どうしても開示の関係だけで時間がかかってしまうという面があります。

3つ目としましては、法医学や精神医学など、専門的知識を踏まえなければ主張・立証を組み立てられない事件や、起訴された後に、改めて鑑定を行う必要が生じるような事件もあります。こういった事件は、時間がかかっているという傾向があります。

4つ目としまして、証人がたくさんいる事件では、証人の都合の調整をするために時間を要することになります。最近では性犯罪の被害者などの精神状態への配慮などが必要になり、ビデオリンク等を用いることがありますが、機材に数が限りがありますので、期日指定に当たって調整が必要になります。

また、5つ目としましては、事案が複雑、微妙等のために、当事者が方針自体を決めるのに、どうしても時間を要するタイプの事件があります。

こういった5つの要因が、複合的に絡みまして、長期化という問題が生じるわけですけれども、近時は、大量の電子メール、あるいは防犯カメラの映像など、証拠が膨大なタイプの事件、これが明らかに増えております。それから、専門的なものにつきましても、やはり長期化に与える影響は無視できないところが

ございます。法曹三者といたしましても、問題意識を共有しているのですが、人的な要請や物的な面が絡むものにつきましても、即時に対応し難い面がありまして、若干ですが、審理の長期化になっているという分析をしています。

■： 検察官の立場からいかがでしょうか。

●： 検察官の立場からの分析なのですが、統計的に、全国的な傾向として、通常第一審事件全体における審理期間、そして裁判員裁判対象事件における公判前整理手続期間が、いずれもやや長期化していることは確かです。事案により、審理や公判前整理手続に必要な時間に長短はあるわけですが、無用の長期化が望ましくないというのは、これは当然のことですので、検察庁としても、迅速な裁判の実現に努めています。

長期化の原因として、確たることは言えませんが、やはり、事件の内容が複雑・高度化していること、ときに海外を巻き込んで組織的に行われた犯罪や事件というのも少なくないこと、このようなことの影響が考えられます。

また、電子メールや防犯カメラなどの使用や設置がもはや当たり前の時代になっておりますので、これまで精査の対象となっていなかったこれらの証拠が、大量に収集される。そして、検察官及び弁護士ともに、これらの大量の証拠の精査に時間を要しているという傾向はあると思います。

そして、先ほども指摘がありましたけれども、児童虐待事件ですとか、責任能力が争われる事件など、真相の解明のために、専門家の協力が不可欠な事件も増えております。公判において、これらの専門家の証人の尋問を行う機会も増えておりますので、こういったところからも、長期化しているといえるのではないかと感じています。

検察官は、公益の代表者でありますし、かつ情状に関する事実も含めて、全ての事実の立証責任を負っております。事案に応じて、必要かつ十分な立証を行

う、その上で迅速な裁判を実現するという観点から、弁護士への速やかな証拠開示であったり、当事者間における争点整理の促進、積極的な意見交換などに努めているというところであります。

■： 弁護人の立場からいかがでしょうか。

●： 弁護人の立場からとしましては、まず、裁判を速くやるというのは必要ではあっても、その前に大事なこと、審理を充実させること、これを抜きにした迅速というのは、あり得ないと考えています。

ただ、そうは言っても、被告人は在宅とって身柄を拘束されていない人もいれば、勾留されて身柄を拘束されている人もいます。この勾留されている人たちの身体的負担というのは、多大なものがありますので、早く裁判を進行させるということは重要であると思っています。

その中で、大切なことは、証拠の開示という問題で、我々からすると、現状は必ずしも迅速ではないと言わざるを得ません。証拠の開示については、任意に開示していただいていることもありますが、請求して2か月ぐらにかかるといような事例もあるようです。せめて、1週間ぐらいで開示していただけないかというのが、本音のところです。

そのほかには、やや専門的になりますが、証拠一覧表というのがあって、この記載については、標目、日付、作成者欄に同じようなものが書いてあるのが幾つもあり、「その中身をもう少し詳しく書いてくれませんか」ということを、弁護士はずっと言っているのですが、なかなか実現していません。

また、裁判所の期日の日程調整で、長引くということがあります。裁判所から、期日を入れる際に、既に別の裁判員裁判の期日が入っているため、期日を入れることができないと、言われることがあります。それで、その先の日で期日を入れていくということになります。これは、裁判員裁判の事件数に比べて、裁

判員裁判を担当する裁判体の数が足りていないのではないかと、思われるところでは。

また、裁判官も検察官も、2年とか3年で異動されます。特に、検察官が替わられるときに、当然のことですけれども、新しい検察官は、事件の中身を全て把握して臨まれるのは難しい話ですので、顔合わせ的なもので打合せが終了するというところもあるように聞いています。この異動に伴う引継ぎをスムーズに的確にさせていただくということも必要ではないかと思えます。

それから、勾留ですけれども、日本においては、勾留が認められる率が非常に高いと言われていています。今は、それがちょっと改善されてきたかなという印象はありますが、それでも、刑事裁判をよくやる弁護士に聞きますと、勾留の率が非常に高い。弁護士から見て、不必要な勾留がされているのではないかという思いがあるようです。そうすると、どういう弊害があるかといいますと、弁護人が、被告人と打ち合わせができません。打合せができない結果、資料の検討、証拠の検討というのが先送りになっていく。公判前整理手続といいますと、その整理の手続が延びていくということもあろうかと思えます。そういった意味では、必要のない勾留は、迅速化を阻害する大きな要因になっていると考えられます。

あともう一点ですが、追起訴がずっと繰り返されることが挙げられます。追起訴というのは、起訴状を出した後で関連するような犯罪について、更に起訴状を出すということですが、これが繰り返されると、その間、ずっと延びていくので、迅速化を阻害する要因になっていると思えます。

■： 他の委員の皆様からいかがでしょうか。

●： 先ほど民事の件でも申し上げたこととも重なるんですが、刑事の場合は特に、その民事でいう経済的な利益、損失だけではなくて、当事者の人権、それから

人生そのものが、どう展開するかということに大きくかかわるということであれば、長期化イコールこれはよくないということではないと思います。

特に地裁の段階では、その事件の当事者というのは、やはり情と理の部分の情の部分強く主張されるというケースを、傍聴取材の中で、多く見てきました。これをどう酌み取るかということも考えないと、市民に近い司法というのは実現しにくいんじゃないかなと思います。いわゆる情状酌量という言葉があるように、最終的な判決では大きく反映されるべきものである以上、民事とはまた別の感覚での慎重な審理というものが求められると思います。

それから、マンパワーの部分でいいますと、ロースクールの開設であったりとか、様々な制度改革があった中で、その成果として、今、法曹人口のキャパシティが、実際の案件の多さに見合ったものになっているのかどうか、これを大きい目でやはり検証すべきではないかと思います。これだけ事件が複雑になり高度化する、また案件の数そのものも増えると、常に、そうした法曹人口全体のキャパシティというものが、どこまで適正に追いついているのかというのを、常に検証の目をもって、次なる制度の改善、改革につなげるべきではないかと思います。

- ： 私は、刑事事件に対しては経験がございませんので、一般的な市民の立場からお話をしたいと思います。

検察の側の方は、その人に対して罪を問えるであろうという判断の下で起訴されるという流れになっていると思うんですね。起訴されたということであるならば、その証拠の開示に時間がかかるというのが、すごく不思議に思います。検察は、自信があって起訴されている中で、どうして証拠の開示に時間がかかるのか、そんな印象をもちました。

判決結果は、その人の人生にかかわる重要なものになりますので、慎重さは大事とは思っておりますが、同時に、適正、合理的な範囲で、その罪を確定する。

早く罪を償ってもらおうということも必要ではないか、とも感じました。ですので、もしいたずらに時間がかかっているところがあれば、そこは、短くできるような発想の転換もいると思います。

民間企業でも、物事を決めていくのに、いろいろな部署が集まると、それぞれ立場が違うので、なかなか話が進みません。そういう場合には、もうお互いに自分の考え・思いをさらけ出して、その上でじゃあどうする、というように物事を決めていく。出すものは出しましょうみたいな。裁判においても、そんな発想で進めていただければいいのかなと思いました。

■： 検察庁の証拠開示がなぜそんなにかかるのかということですが、検察官の立場で補足することがありますか。

●： 証拠開示の件ですが、一言で申し上げますと、法律の規定に基づいて行うということになります。法律の規定で、全てを開示するというようになっていませんので、そのルールに従って、そうは言っても、審理の迅速化の中で柔軟にとりう方針で対応しているところです。

少し専門的な話になりますがけれども、検察官が立証に必要と考える証拠、そして、一定のカテゴリーの重要な証拠、被告人側の主張に関連する証拠という、大体3つのカテゴリーで分類して開示していますが、弁護人側において、なすべき主張を出さないということもあります。裁判で、どんな主張をするかを、法律で主張することが求められていますが、明らかな主張をしないという事例もあり、そういうときは、主張に関連する証拠の範囲を決めることも難しくなりますので、結果として遅れてしまうという、そういう現象もあると考えています。

■： いたずらに審理が延びないようにするための対策として、どのようなことが考

えられるか、裁判官の立場からお聞かせください。

- ： 適正・迅速な裁判のために行ってきた取組に関して、紹介させていただきます。

これは、法曹三者で現にやっていることですが、1つ目は、早期の打合せがあります。先ほど、起訴されて、初めてその証拠が弁護人側に開示されるという形のお話をしましたが、その開示などが終わる前に、速やかに三者が打ち合わせを行って、進行に関して率直な意見交換を行い、主張書面の記載事項について互いに要望を述べたり、証拠の開示のタイミング、先ほど「法律のルールに従って」というのがありましたが、柔軟に、任意でといった開示の要望なども出すといった形で、早期に話し合う場を設けております。この中で、事案によっては、このあたりで裁判をしましよという形で話が出る場合もあります。

それから、公判期日の日程、これができるべく早めに入るようにということで、おおよその審理の大枠のめどが立った段階で、まだ争点の整理や証拠の整理は終わっていないですけれども、公判の日程を仮に予約するという試みをしております。これは、関係者の証人とかのスケジュールの調整も早めに進めるということになりますので、整理が終わってから公判を開くまでの期間が短縮できるという効果があります。もちろん、これは見込みでやっておりますので、予測が外れた場合などは、柔軟に期日を変更していくということが必要になりますけれども、弁護人、検察官、双方が努力して実際に最初に仮予約した日程で公判を開いている事案も多数あります。

次に、証拠の開示の関係ですが、開示に関しましては、法律にはルールがありますので、それに沿ってというのは当然ですが、その手順を踏んでいると、時間を要するという場合もありますので、回避する工夫の一つとしては、任意で開示するのが可能なものについては、柔軟に応じていただきたいと、検察庁には、任意の証拠開示の促しをしております。これについては、ある程度柔軟に行っているという認識しております。

それから、事案の性質で、専門的知識を要する事案があるという話をしましたが、弁護人が専門家にセカンドオピニオンを求めるといったこともあります。検察官が専門家に聞いている場合、弁護人側がすぐに準備を進められるというわけではありません。検察官が用意している鑑定書などについて、専門知識がなければ、なかなか理解しづらい、疑問点も解消しづらいということがあります。ですので、捜査段階で、鑑定をした専門家とカンファレンスの機会を設けることによって、そういった専門的知識に関する疑問の解消、あるいは問題意識を共有するといった試みを行っております。これによって、複雑な専門知識を要する事件についての進行が無駄に長くなることがなくなるといった効果が期待できます。

それから、先ほど、証人の日程の調整の話がありましたが、刑事裁判では、訴訟で相手が同意をすれば、書類で立証することも可能ですが、書類で立証することに弁護側が同意しないと、検察官は証人を呼ぶこととなります。ただ、特に裁判員裁判では、既にでき上がっている書面を読み上げてもらうよりも、実際に証人が来て話したほうが腑に落ちやすい、理解しやすいといった場合も多々あります。事件の核心にかかわる証人であれば、なおさら書類よりも証人のほうが適切な場合が多かろうと思われれます。ですので、書証について同意するかどうかといった意見を待つことなく、そのような事項に関する証人は、初めからもう来てもらう前提で日程調整を始めるなど、人証を前提とした形で審理日程を調整していくという工夫もしています。

それから、民事裁判でも類似の議論が出ましたが、実質的な口頭議論をすることを工夫として行っています。もちろん、裁判官は、証拠の中身に触れることは基本的にないので、あくまで主張レベルでの話ですが、その主張の中身をかみ合ったものにし、また、それに必要な証拠の範囲などについては実質的な口頭議論を行って、次回までに準備することについても、双方に共通認識をもって臨めるようにして、促進を図っています。

当事者としては、特に刑事裁判では、裁判官が証拠の内容に触れていませんので、どうしても主張・立証が多めになりがちとなりますが、裁判員裁判ですと、一般市民である裁判員が、法廷で、その証拠の内容を見聞きして、納得して心証を形成できなければなりませんので、過大な証拠や事実主張がされますと、むしろ混乱して理解できない、心証が取りづらいといったことがあります。ですので、法律家の使う用語ではなく、一般的な言葉で把握できるような形の争点を立てる。また、普通感覚で見分けるような形での立証をしてもらう。そういった形で整理することによって、主張・立証の内容が、質・量ともに適切なものとなっていくという効果が期待できます。

今まで述べたようなことも含めて、法曹三者がそれぞれ考えているだけではなかなか改善しませんので、特に裁判員裁判では、全ての事件について、事件が終了した後に、担当した法曹三者で、その事件の裁判の手の進め方、争点整理の仕方などについて、振り返りを行っております。裁判員の方が抱いた一般的な感想などについても、その場で議論しております。それによって、今後の争点整理の改善に資することを期待しています。

同じように、審理のあり方に関しては、法曹三者で、勉強会や協議会を複数設けております。もちろん、裁判所の内部でも、協議会などで裁判官同士が、この同じ地裁の中だけではなく、高等裁判所や、ほかの地方裁判所の裁判官などとも、共に議論をして、問題意識を共有しております。こういった取組をしていることで、争点整理や審理の内容は、よりよいものになってきて、無駄な起案は少なくなっていると考えています。

ただ、実際上の数字で言えば、長期化の傾向が否定できないこともまた確かですので、今後とも法曹三者で問題意識を共有しつつ、適正な期間での審議に努めたいと考えています。

■： 検察官の立場からいかがですか。

- ： 検察庁としても、柔軟に対応できるところは、柔軟に対応しているところです。裁判員裁判の進め方の研究ですとか、振り返り会などに検察官が出席して、意見を述べています。

検察官としての立場から一言、言わせていただきますと、立証手段の選択というのは、第一義的には、立証責任を負っている検察官、あるいは、当事者である弁護人が負っていますので、例えば、分かりやすさ重視という観点から、証人中心の立証というのも、それに合った良い事案であれば対応できますが、全ての事案についてできるわけではないと、考えています。

また、裁判所の立場では、過剰な立証、過剰な主張ということになるのでしょうけれども、我々当事者としましては、必要な主張・立証を十分を行う必要があります。特に、立証責任を負っている検察官としては、その必要がありますので、例えば、報道されているところ、広島の実例ではないですけども、死因が争われている殺人事件などにおいて、「傷の写真は不要である」、「イラストで立証する」などという裁判所の整理の仕方などは、当事者として、直ちにそれに応じることは難しい事例も多いというのが実情ですし、真相解明に向けた責務という点からも、問題ではないかと考えているところです。

- ： 弁護士の立場からいかがですか。

- ： まず、証拠の開示が遅いというのが事実であるとする、検察庁の人員が足りないのではないかという、またマンパワーの話になりますが、検事と、それを支える検察事務官を増員するというようなことが、本当は必要ではないかと思っています。

それから、証拠の開示で申しますと、「検察官は勝てると思って起訴するんだから、全部の証拠を見せたらどうなんですか」とのご意見がありましたが、「あ

あ、なるほどなあ」と思いました。実は、「全証拠を開示してください」というのは、弁護士会がお願いしたことが過去にあります。理由は、我々の手元にある証拠と、検察庁、警察にある証拠は段違いでして、ほとんどの証拠は、検察庁のほうにあるものですから、対等じゃないじゃないかというので、全部出してくださいという要請をしました。法律は、そこまで認めていませんということで、実現はしていないのですが、同じご意見の委員がおられるのだなと思って聞いておりました。

それから、もう一つ、期日が重複するということですが、裁判員裁判は、現在、裁判官3人と、それから裁判員、一般の方6人という態勢で行われていますが、公訴事実には争いがなく、それほど問題とされてない事案で、検察官と弁護人、被告人が同意した場合は、もう少し小さな人数、裁判官1名と、裁判員4名という態勢で行うことができます。これを活用して、争いがある重大な事件は、裁判官3名と裁判員6名の態勢で時間を使っただき、そうでない事件については、裁判官1名と裁判員4名の小さな態勢で対応していくという、柔軟な対応ができないのかということを考えている次第です。

- ： マンパワーの不足というところも、幾らか御意見が出ていたところですが。それぞれの立場で、皆さんが、精いっぱいやっても、なかなかその時間にしかならない。実際、法律、法規・法令のフレームがそうなっているところ、皆さんが頑張っても、これぐらいの時間がかかっている。その改善を、これまで長い時間をかけていろいろやってきたけれども、まだそこまでしかならないという、その現実を、どうやって改善するのかということですが、何かそのフレームから変えるような変化をしないといけないと思いました。
- ： ITの活用が必要と思います。ITの活用については、いろいろと医療裁判のほうでも、オンラインとかいろいろ使っており、少しは期間が短くなっている

と思うのですが、コロナが終息したらITをやめるのではなくて、ますます使ってほしいと思っています。特に、テレビ局の方も、そういったところを、たくさんノウハウはあると思いますので、そういったところも利用しながら、やはり、情報は漏れてはいけませんので、VPNを使ったり、いろいろする必要はあると思いますが、どんどん進めてほしいと思います。

■： ありがとうございます。

先日、民事訴訟手続を全面的にIT化することを目的とした民事訴訟法の改正がありました。裁判所も、これからますますIT化、デジタル化を進めていこうと思っております。

本日の御意見をうかがいまして、我々法曹としましては、充実した審理・判断をすることが重要であると改めて実感させていただきました。より充実した審理をすることが、結局は、いたずらに審議が延びることを防ぐことにもなりますので、この点を肝に銘じ、今後もよりよい司法サービスの提供をしていきたいと思いました。ありがとうございました。

以 上